

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成30年度		定期監査(中期・後期)(30監査第 191号)分		(長野市長分)	
指摘事項		当初措置状況 (元年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
(指摘事項) 1 重点事項 (3) 契約締結事務を適正に行うべきもの (報告書3、4ページ)	カ 水道料金改定チラシ配布業務委託について、地方自治法施行令及び長野市契約規則で規定する条項を適用して1者による随意契約としているが、事前に他事業者への調査や見積書の徴取を行っておらず、契約相手が特定される根拠としては乏しいものであった。 法令等に基づき、適切な契約事務をされたい。 (上下水道局営業課)	複数のポスティング事業者を確認したところ、ポスティングは、指定された区域へ一定数のチラシを配布するものであり、また、オートロックのマンション、ポストのない住宅等への配布は行わないことが判明した。 料金改定チラシは確実に水道契約者へ配布する必要があるため、今後の配布機会に向け他の形態の事業者について調査を実施する。	料金改定チラシは、確実に水道契約者へ配布する必要がある。水道契約者を正確に把握し、確立された検針ルートに従って、もれなくお客様に料金変更を知らせるため、料金改定も含めた広報紙の配布については、令和6年度料金徴収事務委託事業者選定の仕様書に委託業務の項目に記載し、徴収事務と併せて委託することとした。	営業課	
(意見) 3 補助金等交付事務における留意事項について (報告書12ページ)	補助金交付事務に関連し特に注意すべきものについて意見を申し上げる。 補助事業に要した経費の支出を証明する書類として、レシート等が証拠書類として添付されているが、個人が所持するポイントカードを利用し、物品等を購入している事例が散見された。 これは、ポイントカード等の利用の可否を含めその取扱いを定めていないことによるものであるが、補助金を利用するに当たって、交付目的以外にポイント等の経済的価値が特定の個人に付加されることは、不当利得と疑われる恐れもある。 他市においては、ポイントが付与される支払をした経費そのものを補助対象経費として認めない、また、ポイント金額分を補助対象経費から減額するなどの措置を講じている事例、あるいは、補助金等交付の留意事項として、物品等購入の際のポイントカードやクレジットカードの利用禁止について、事前に周知している事例がある。 更に、平成30年4月、経済産業省が「キャッシュレス・ビジョン」を公表したことにより、一層のキャッシュレス決済化が進むことが予想されるため、キャッシュレス決済に伴うポイント等の取扱いについて、今後適切な対応が求められることになる。 市としても、補助金等交付事務に当たり、キャッシュレス決済化を見据えたポイント等に対する取扱い基準等の整備について調査・研究を進め、公金が適正に執行されるよう検討されたい。 (財政課)	補助金等交付事務において、カードポイント等が個人に付加されることについて、監査から指摘があった旨、平成31年4月10日開催の平成31年度予算執行方針で注意喚起を行った。 立て替え払いの場合など、不正利得には当たらないケースもある。そのため、個々の補助金交付要綱で、ポイント等の利用の可否を規定して行くべきと考えるが、補助金の原資が税金ということを考えると倫理上の問題も生じることから、今後一層進むキャッシュレス決済化を見据え、指摘事項のとおり、ポイント等に対する取扱い基準等の整備について調査・研究を進め、補助要綱の規定の参考となる方向性を示すべく検討していく。	年度当初の予算執行方針等資料において、「補助金等交付事務における留意事項」として注意喚起を行っており、ポイント等による割引分は補助対象外とする対応を確認している。	財政課	